

▼表3-4-2-5 公共用水域における農薬の水質目標値

【環境対策課】

農薬名	目標値 (mg/L)	設定根拠	種類	農薬名	目標値 (mg/L)	設定根拠	種類
アシュラム	0.2	ゴルフ場暫定指針	除草剤	トリフルミゾール	0.05	ゴルフ場暫定指針	殺菌剤
イソキサチオン	0.008	ゴルフ場暫定指針	殺虫剤	トルクロホスメチル	0.2	ゴルフ場暫定指針 水質評価指針	殺菌剤
イプロジオン	0.3	ゴルフ場暫定指針 水質評価指針	殺菌剤	ナプロパミド	0.03	ゴルフ場暫定指針	除草剤
イミダクロプリド	0.2	水質評価指針	殺虫剤	バリダマイシン	1.2	ゴルフ場暫定指針	殺菌剤
イミノクタジン(アルベシル酸 塩・酢酸塩)	0.006	ゴルフ場暫定指針	殺菌剤	ヒドロキシイソキサゾール (ヒキサゾール)	0.1	ゴルフ場暫定指針	殺菌剤
エトキシスルフロン	0.1	ゴルフ場暫定指針	除草剤	ピリダフェンチオン	0.002	水質評価指針	殺虫剤
エトリジアゾール (エクロメゾール)	0.004	ゴルフ場暫定指針	殺菌剤	フェントロチオン (MEP)	0.003	ゴルフ場暫定指針	殺虫剤
エスプロカルブ	0.01	水質評価指針	除草剤	フサライド	0.1	水質評価指針	殺菌剤
エディフェンホス (EDDP)	0.006	水質評価指針	殺菌剤	フラザスルフロン	0.03	ゴルフ場暫定指針	除草剤
エトフェンプロックス	0.08	水質評価指針	殺虫剤	フルトラニル	0.2	水質評価指針	殺菌剤
オキシ銅 (有機銅)	0.04	ゴルフ場暫定指針	殺菌剤	ブタミホス	0.004	水質評価指針	除草剤
カルパリル (NAC)	0.05	水質評価指針	殺虫剤	ブプロフェジン	0.01	水質評価指針	殺虫剤
キャプタン	0.3	ゴルフ場暫定指針	殺菌剤	プロピザミド	0.05	ゴルフ場暫定指針	除草剤
クロルピリホス	0.002	ゴルフ場暫定指針 水質評価指針	殺虫剤	ブロモブチド	0.04	水質評価指針	除草剤
クロロタロニル (TPN)	0.04	ゴルフ場暫定指針	殺菌剤	プレチラクロール	0.04	水質評価指針	除草剤
クロロネブ	0.05	ゴルフ場暫定指針	殺菌剤	プロピコナゾール	0.05	ゴルフ場暫定指針	殺菌剤
シクロスルファミロン	0.08	ゴルフ場暫定指針	除草剤	プロベナゾール	0.05	水質評価指針	殺菌剤
ジクロフェンチオン (ECP)	0.006	水質評価指針	殺虫剤	ベノミル	0.02	ゴルフ場暫定指針	殺菌剤
シデュロン	0.3	ゴルフ場暫定指針	除草剤	ペルメトリン	0.1	ゴルフ場暫定指針	殺虫剤
ジフェノコナゾール	0.03	ゴルフ場暫定指針	殺菌剤	ベンフルラリン (ベスロジン)	0.01	ゴルフ場暫定指針	除草剤
シプロコナゾール	0.03	ゴルフ場暫定指針	殺菌剤	ベンスリド (SAP)	0.1	水質評価指針	除草剤
シマジン (CAT)	0.003	ゴルフ場暫定指針	除草剤	ベンスルタップ	0.09	ゴルフ場暫定指針	殺虫剤
シメトリン	0.06	水質評価指針	除草剤	ペンシクロン	0.04	水質評価指針	殺菌剤
ダイアジノン	0.005	ゴルフ場暫定指針	殺虫剤	ペンディメタリン	0.1	水質評価指針	除草剤
チウラム (チラム)	0.02	ゴルフ場暫定指針	殺菌剤	ホセチル	2.3	ゴルフ場暫定指針	殺菌剤
チオジカルブ	0.08	ゴルフ場暫定指針	殺虫剤	ボスカリド	0.11	ゴルフ場暫定指針	殺菌剤
チオファネートメチル	0.3	ゴルフ場暫定指針	殺菌剤	ポリカーバメート	0.03	ゴルフ場暫定指針	殺菌剤
チフルザミド	0.05	ゴルフ場暫定指針	殺菌剤	マラチオン (マラソン)	0.01	水質評価指針	殺虫剤

テトラコナゾール	0.01	ゴルフ場暫定指針	殺菌剤	MCPA(イソプロピルアミン塩・ナトリウム塩)	0.0051	ゴルフ場暫定指針	除草剤
トリクロピル	0.006	ゴルフ場暫定指針	除草剤	メフェナセット	0.009	水質評価指針	除草剤
トリクロルホン (DEP)	0.005	ゴルフ場暫定指針 水質評価指針	殺虫剤	メプロニル	0.1	水質評価指針	殺菌剤
トリシクラゾール	0.1	水質評価指針	殺菌剤	モリネート	0.005	水質評価指針	除草剤
トリネキサバックエチル	0.015	ゴルフ場暫定指針	植物成長 調整剤				

備考1 ゴルフ場暫定指針:「ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止に係る暫定指導指針」(平成2年5月24日(最近改正平成25年6月18日)環境庁水質保全局長通知)の指針値の1/10の値

備考2 水質評価指針:「公共用水域における農薬の水質評価指針」(平成6年4月15日環境庁水質保全局長通知)の指針値

備考3 「ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止に係る暫定指導指針」に定める農薬であって、環境基準の人の健康の保護に関する項目及び要監視項目であるものを除く